

令和6年度 和光市男女共同参画年次報告書

令和8年 3 月

目 次

1	和光市の概況	1
(1)	人口・世帯	1
(2)	人口動態	3
(3)	結婚・離婚	4
(4)	教育	5
ア	小・中学校の状況	5
イ	中学校卒業後の進路状況	6
ウ	教育委員会の状況	7
(5)	ドメスティック・バイオレンス（DV）	8
(6)	女性相談	10
(7)	男女共同参画苦情申立て	11
(8)	ひとり親家庭制度及び生活保護の状況	11
(9)	女性の就労状況	13
(10)	保育園の状況	15
(11)	健康・福祉	16
(12)	社会参画	19
(13)	市職員の状況	24
ア	市職員の構成	24
イ	市職員における子育て等制度の利用状況	27
2	第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプランの取組状況	29
(1)	プラン施策体系	29
(2)	指標の進捗状況	31
(3)	事業の実施状況評価	32

資 料

体系別事業の実施状況	34
------------	----

1 和光市の概況

図表の時点、期間については次のとおりです。

…年＝暦年（1月から12月まで）

…年度＝会計年度（4月から翌年3月まで）

…年…月/…年…月…日＝記載した期日を現在日とします。

（1）人口・世帯

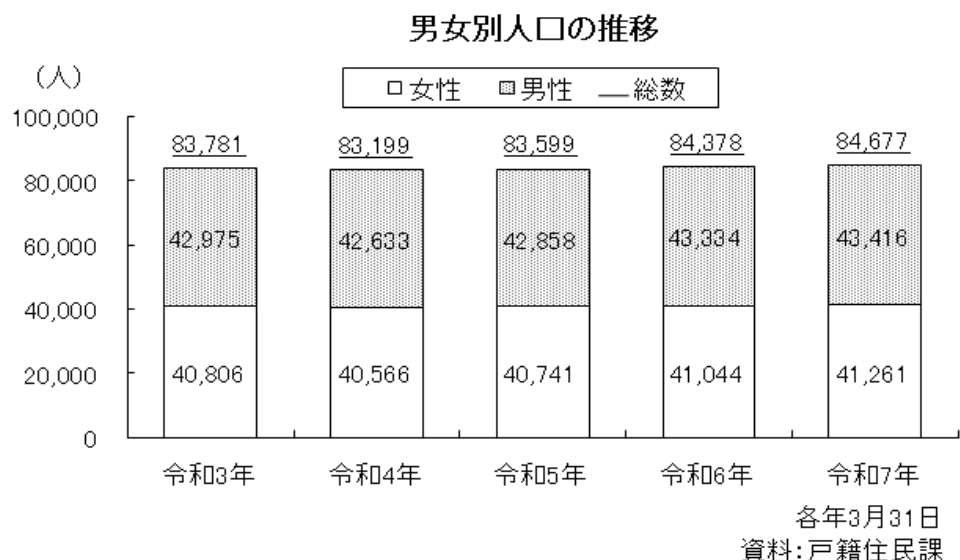
和光市の人口は、令和5年以降は増加傾向となっています。人口に占める男女の比率はほぼ変化ありません。【※図表1】

年齢3区分別では、15歳未満は減少傾向にあり、15～64歳及び65歳以上は増加傾向となっています。【※図表2】

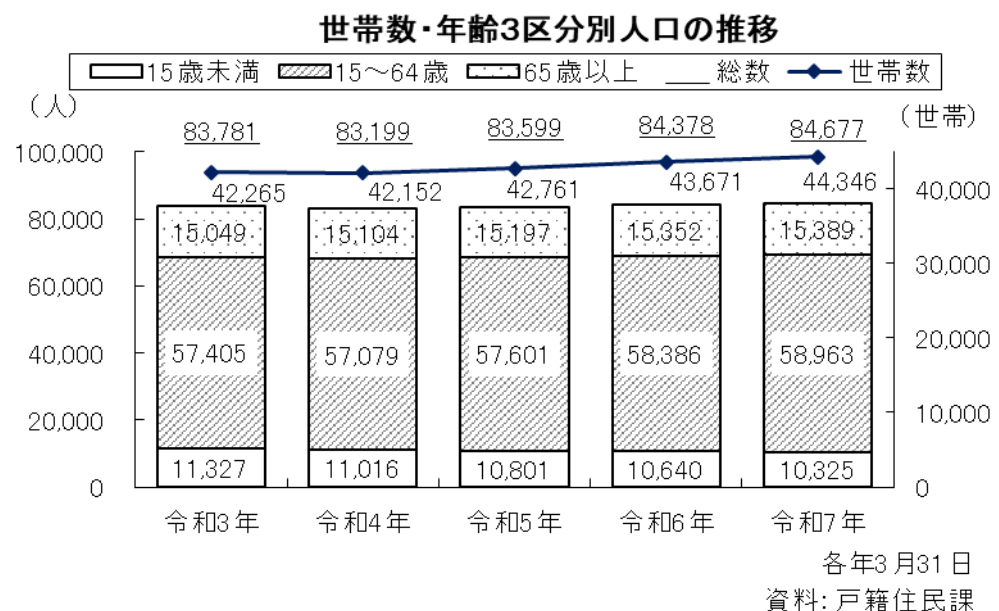
和光市の令和7年3月31日現在の年代別男女別人口を人口ピラミッドに表すと、「星型」となっており、20歳未満と60歳以上の人口が少なく、20～59歳の人口が多い都市型であることがわかります。【※図表3】

また、和光市の外国人住民数は、和光市の人口の約3.6%となっています。【※図表4】

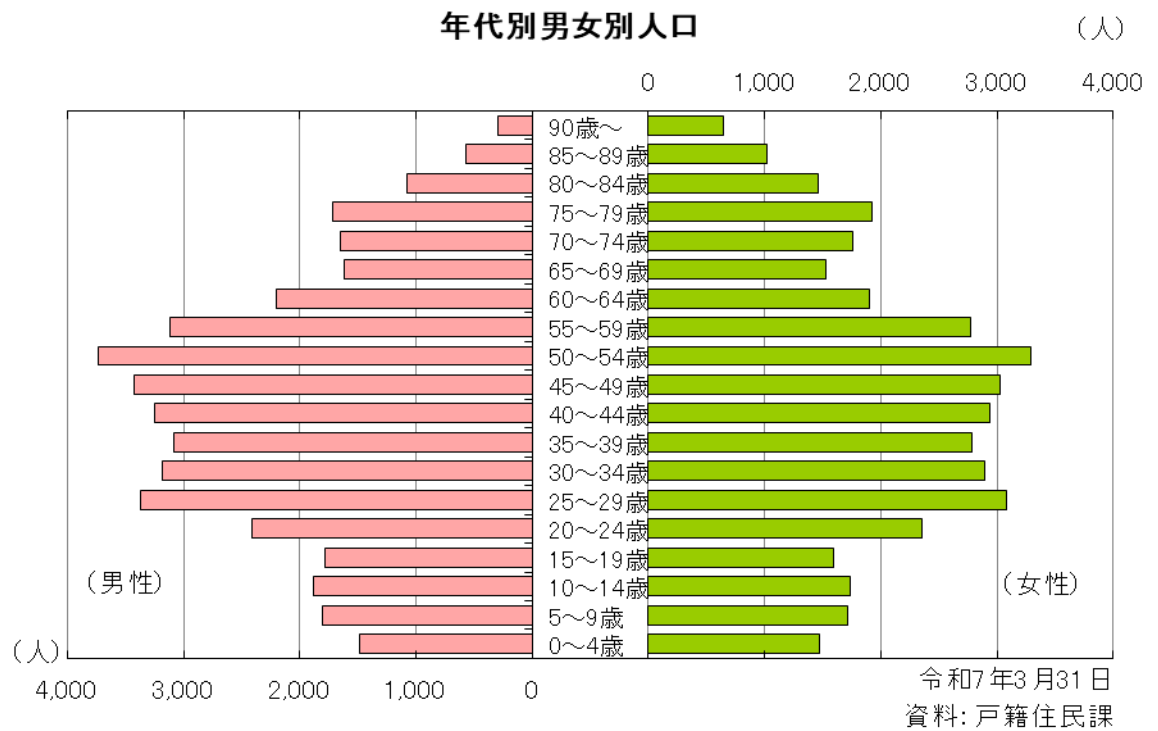
【図表1】



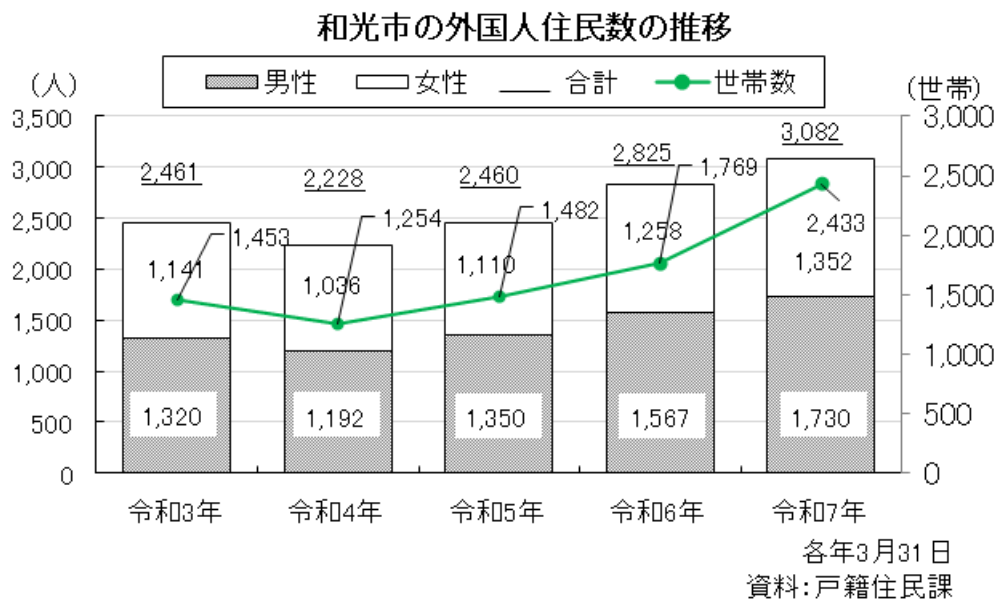
【図表2】



【図表3】



【図表4】



(2) 人口動態

和光市の出生数は、減少傾向にあり、合計特殊出生率（※注1）も、全国及び埼玉県を下回っています。【※図表5】

和光市の人口動態（※注2）の原因のうち、令和3年度から令和5年度までは転入・転出による社会動態増減は増加傾向にありましたが、令和6年度は転入・転出による社会動態増減が減少しました。また、出生・死亡による自然動態増減は、減少傾向にあります。【※図表6】

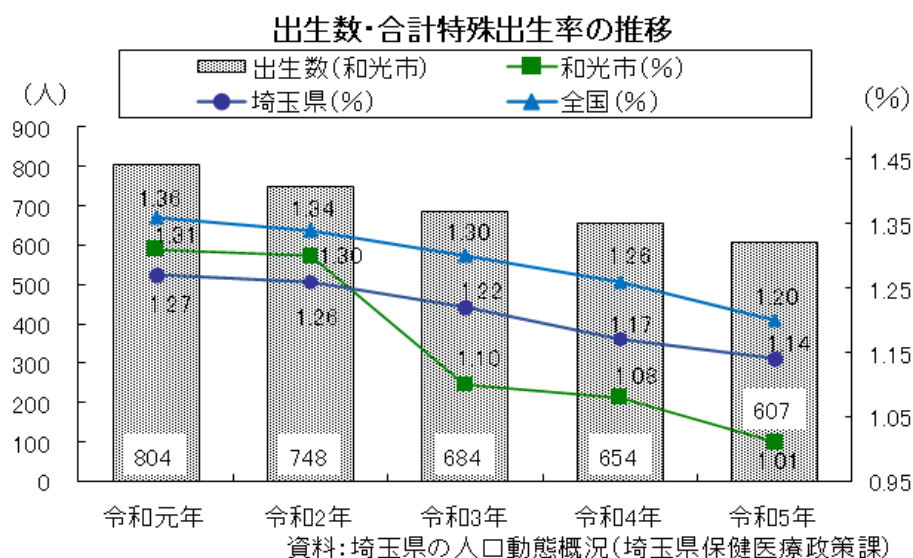
※注1 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

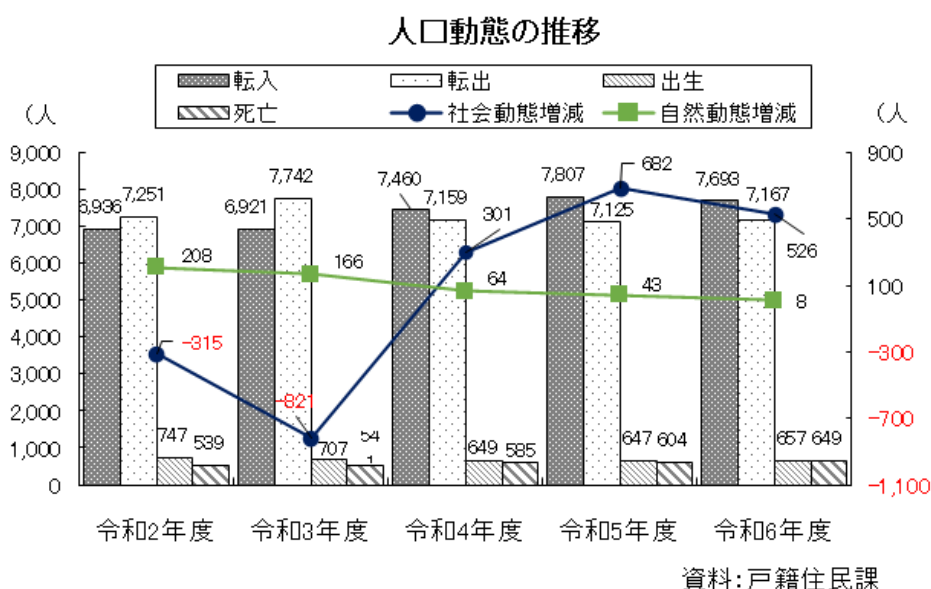
※注2 人口動態

ある一定期間中における人口の変動のことです。出生、死亡、流入、流出などがその要因で、自然増加は出生数と死亡数の差、社会増加は流入（転入）数と流出（転出）数の差を指します。

【図表5】



【図表6】

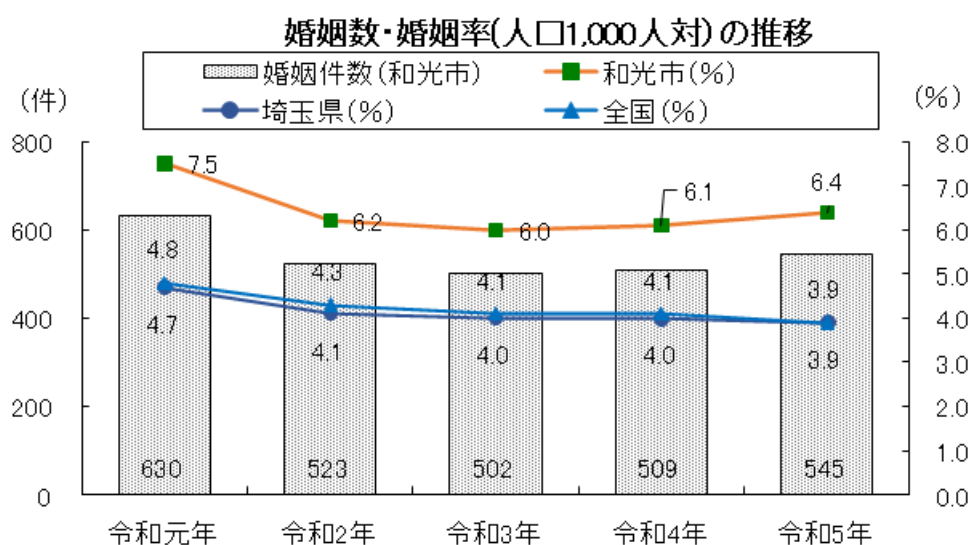


(3) 結婚・離婚

和光市の婚姻率は、過去5年間を通して埼玉県及び全国の上回っている状態が続いています。【※図表7】

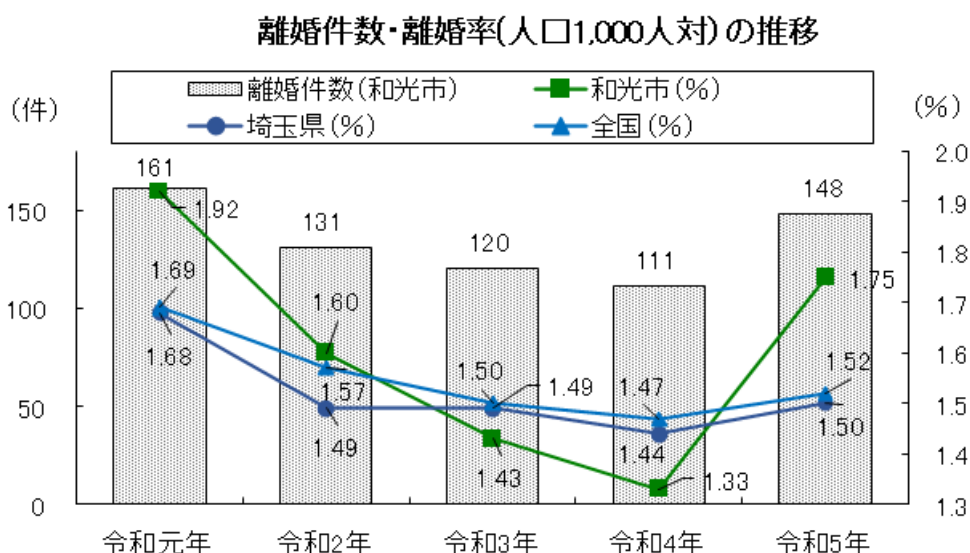
また、離婚率は、令和2年以降、減少していましたが、令和5年には埼玉県及び全国を上回っております。【※図表8】

【図表7】



資料: 埼玉県の人口動態概況(埼玉県保健医療政策課)

【図表8】



資料: 埼玉県の人口動態概況(埼玉県保健医療政策課)

(4) 教育

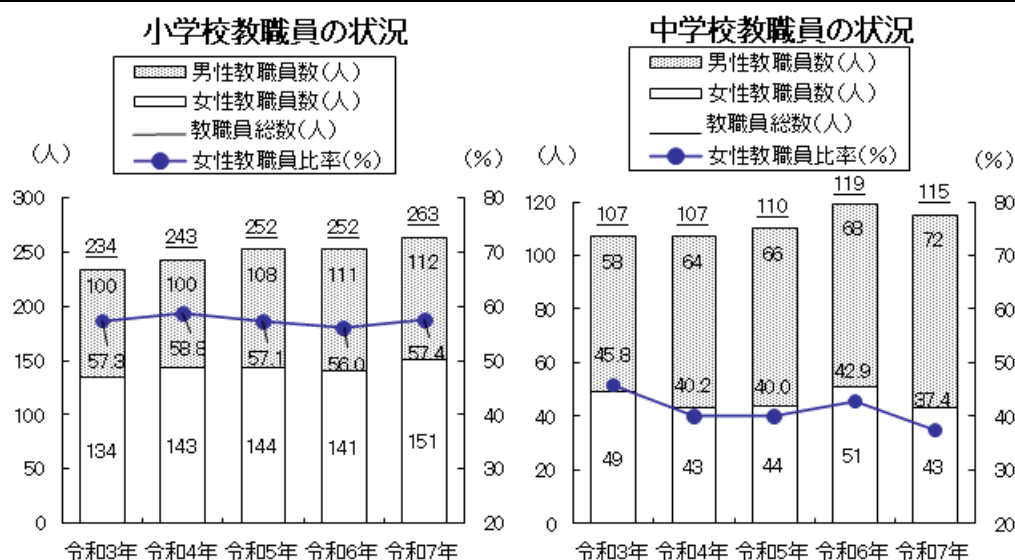
ア 小・中学校の状況

女性教職員比率は、小学校では50%を超えています、中学校では、50%を下回っています。

【※図表9】

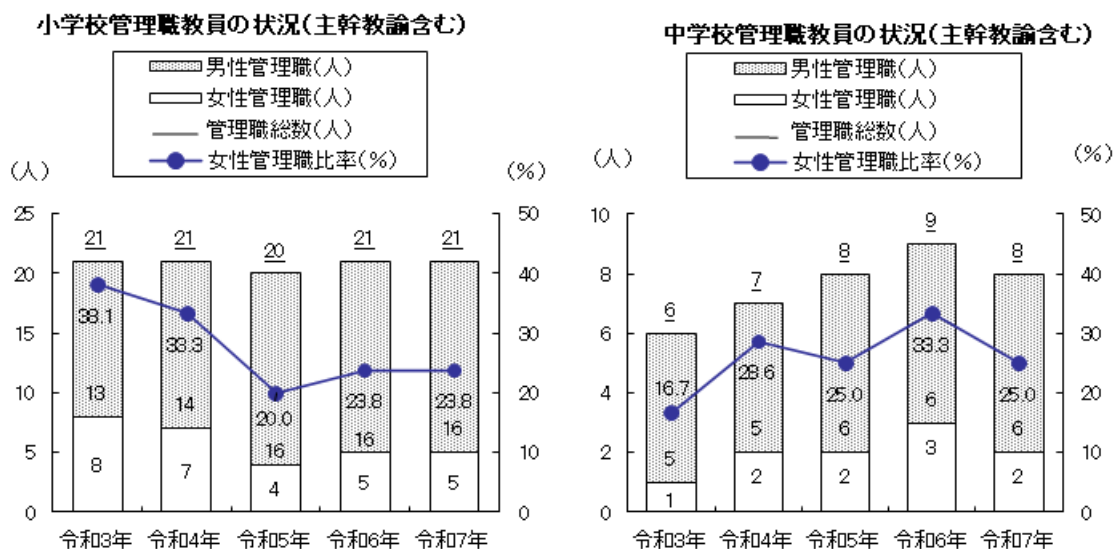
管理職教員の状況は、小学校では、女性管理職の割合は30%から40%だったところ、令和5年以降は20%台となっています。中学校では、令和4年以降30%前後を推移しています。【※図表10】また、全国でみると、令和6年度の教員に占める女性の割合は、小学校で62.6%、中学校で44.8%となっています。管理職教員に占める女性の割合は、小学校で校長が28.2%、教頭・副校長が32.9%、中学校で校長が12.3%、教頭・副校長が20.3%となっており、教育段階が上がるにつれ管理職教員に占める女性の割合は低くなっています。【※図表11】

【図表9】



各年4月1日
資料:学校教育課

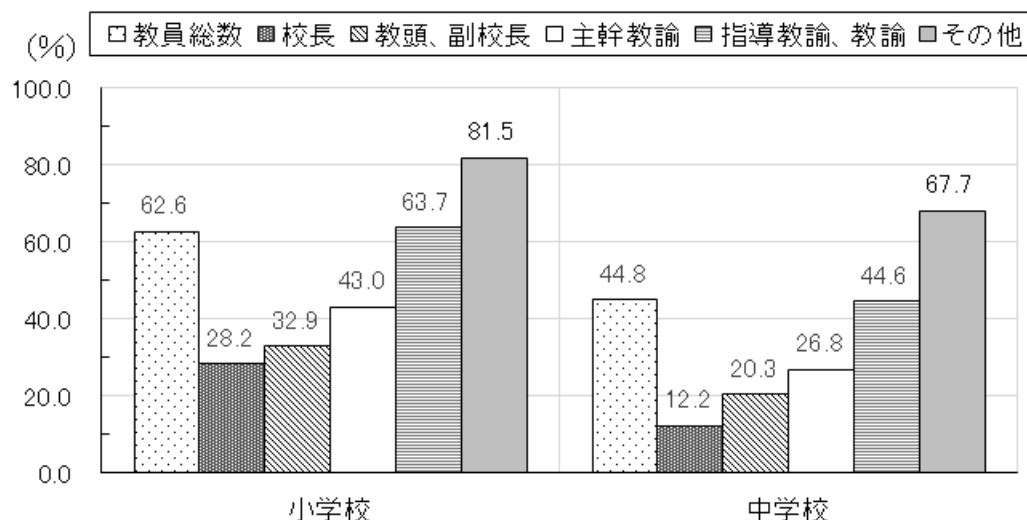
【図表10】



各年4月1日
資料:学校教育課

【図表 11】

本務教員総数に占める女性の割合(教育段階別令和6年度)



資料: 令和7年版男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局)

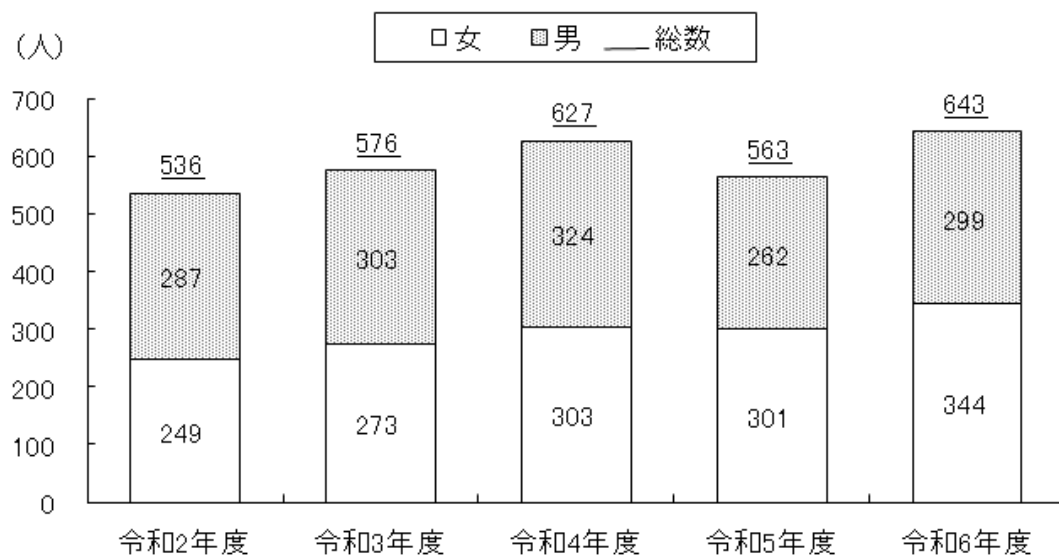
イ 中学校卒業後の進路状況

和光市の中学校卒業者に占める男女の比率は、ほぼ変化はありません。【※図表 12】

中学校卒業後の進路については、男子・女子ともに多くの生徒が県内の全日制公立高等学校へ進学しています。【※図表 13】

【図表 12】

中学校卒業者数の推移



資料: 学校教育課

【図表 13】

中学校等卒業後の進路状況

(人)

					令和4年度		令和5年度		令和6年度		
					男	女	男	女	男	女	
進学者	高等学校等	全日制	県内	国立	2	2	0	2	3	2	
				公立	146	149	129	129	145	151	
				私立	73	65	76	77	96	47	
				計	221	216	205	208	244	200	
			県外	国立	2	2	0	1	1	0	
				公立	3	1	1	1	2	3	
				私立	68	57	64	57	58	56	
				計	73	60	65	59	62	59	
		計				294	276	270	267	306	259
		定時制				1	4	3	1	3	6
		通信制				17	16	18	20	26	29
		中等教育学校 後期課程				0	0	0	0	0	0
		高等学校別科				0	0	0	0	0	0
		高等専門学校				1	0	1	0	4	0
		特別支援学校				8	5	6	2	3	4
		合計				321	301	298	290	342	298
高等 以外 学校	専修学校等(注1)				0	2	0	1	0	0	
	就職者				0	0	0	0	1	0	
	その他(注2)				3	0	3	3	1	1	
	合計				3	2	3	4	2	1	
計					324	303	301	294	344	299	

資料:学校教育課

(注1) 専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等

(注2) 進学希望、就職希望、海外進学、国内無認可校、一時的な仕事、家事手伝い、進路未定、不詳・死亡

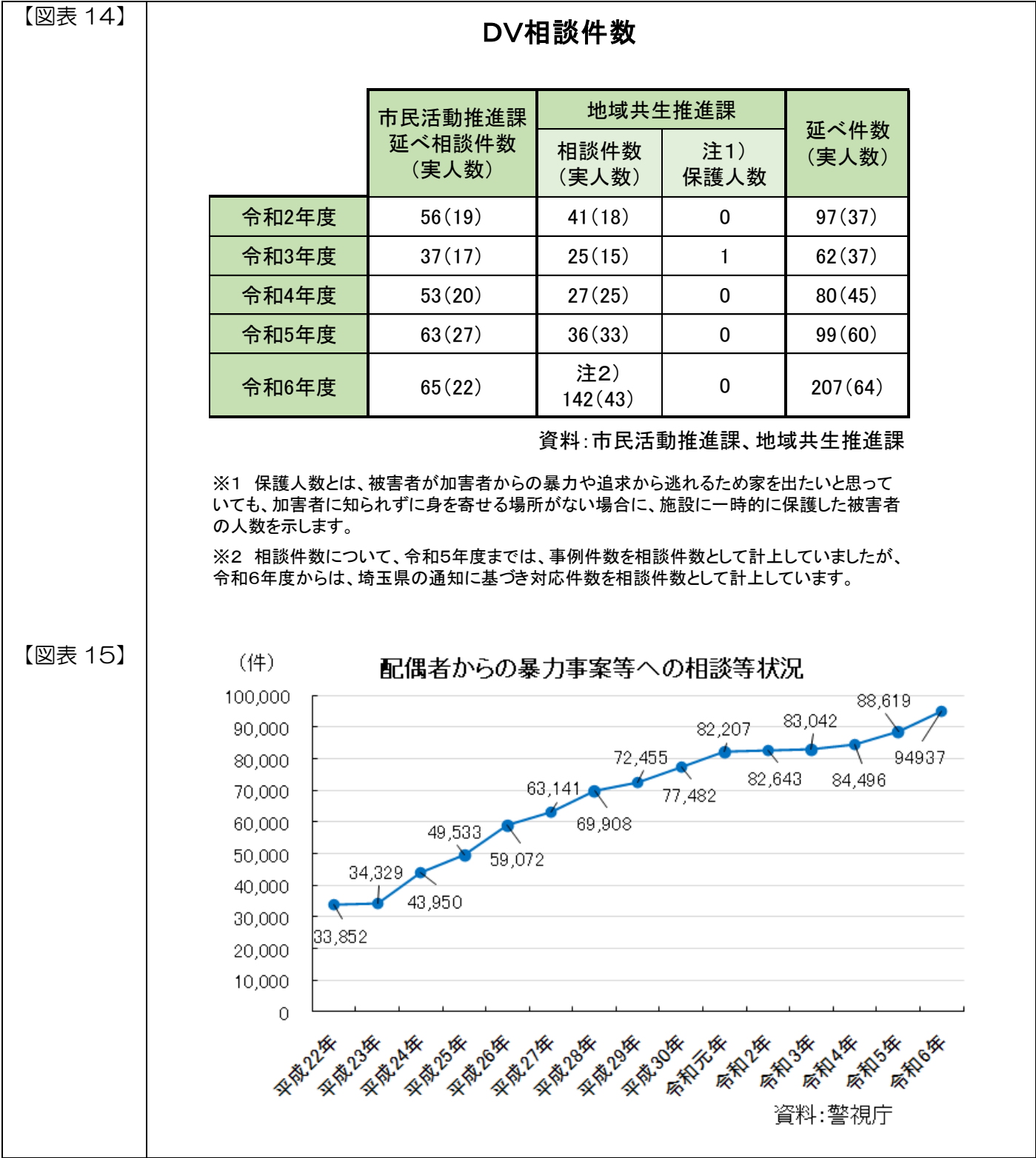
ウ 教育委員会の状況

和光市の教育委員会では、令和7年4月現在、教育長及び5人の委員のうち女性委員は2人です。

(5) ドメスティック・バイオレンス（DV）

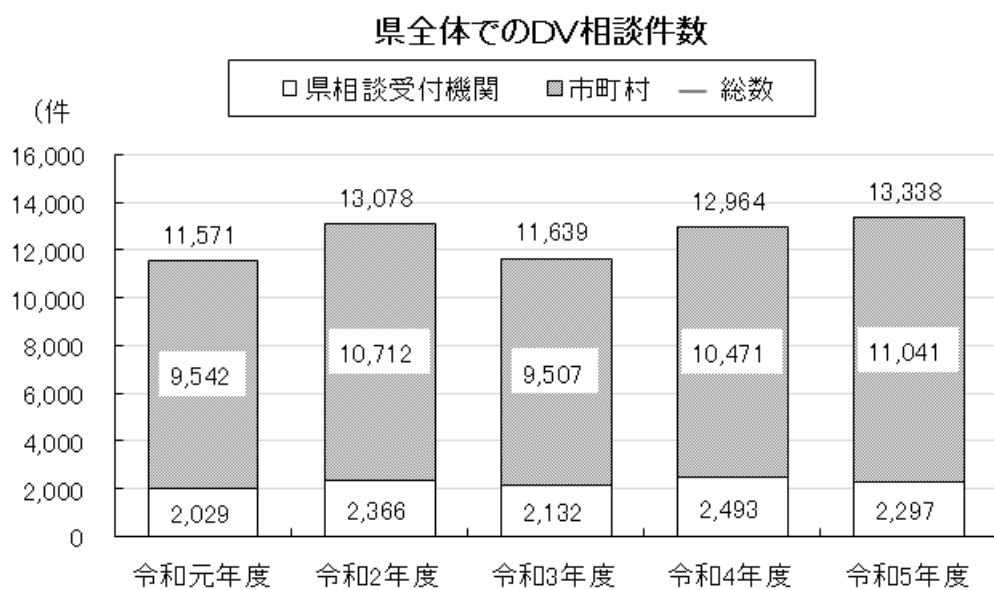
DV 相談件数について、令和4年度から増加傾向にあります。なお、令和5年度までの地域共生推進課で計上していたDV相談件数は事例件数でしたが、令和6年度からは対応件数を計上しています。【※図表 14】

警察庁による調査では、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談受理件数は、配偶者暴力防止法の施行以来増加し続けています。【※図表 15】また、埼玉県全体のDV相談件数うちの80%程度が市町村での相談受付となっており、DV相談における市町村の役割の大きさがうかがえます。【※図表 16】



注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数
 注2) 法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

【図表 16】



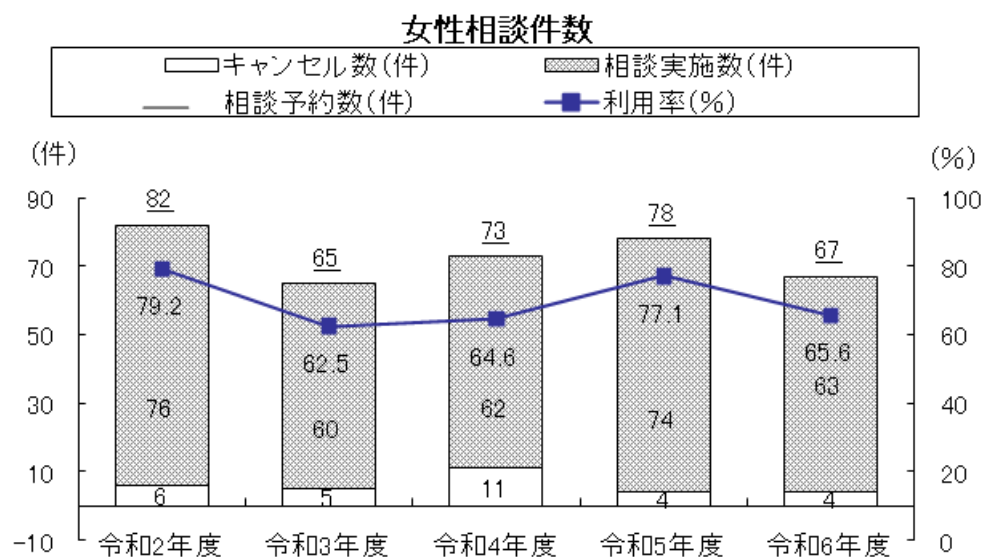
資料: 令和6年度男女共同参画に関する年次報告(埼玉県人権・男女共同参画課)

(6) 女性相談

和光市では、女性の様々な悩みに対応するため、毎月第2、4火曜日に専門の女性カウンセラーによる女性相談を開設しています。

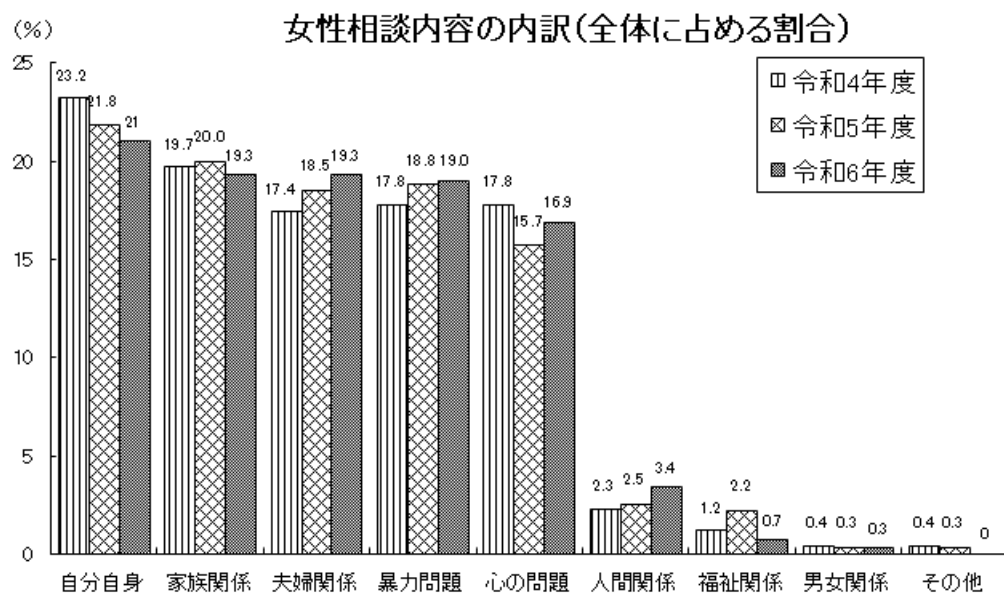
女性相談の実施件数は、令和6年度は前年度より減少し、相談内容の内訳は、「自分自身」に関すること（性格、生きがい、更年期、病気、生涯、妊娠出産、生き方等）が最も多く、次いで「家族関係」、「夫婦関係」、「暴力問題」、「心の問題」と続いています。【※図表 17、18】

【図表 17】



資料:市民活動推進課

【図表 18】



資料:市民活動推進課

(7) 男女共同参画苦情申立て

和光市では、和光市男女共同参画推進条例に基づいて、平成 17 年4月 1 日から男女共同参画苦情等処理の窓口を設置しています。市は、「市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」についての苦情や、性別による差別的取扱い等、男女共同参画を阻害する人権侵害についての申立てを受けた場合、必要に応じて男女共同参画苦情等処理委員に調査を依頼し、その結果に応じて各種措置を行います。和光市の男女共同参画苦情等処理委員は、女性・男性各 1 人です。

和光市では、申立て窓口の設置以降、令和 7 年3月 31 日現在で苦情申立件数は0件となっています。

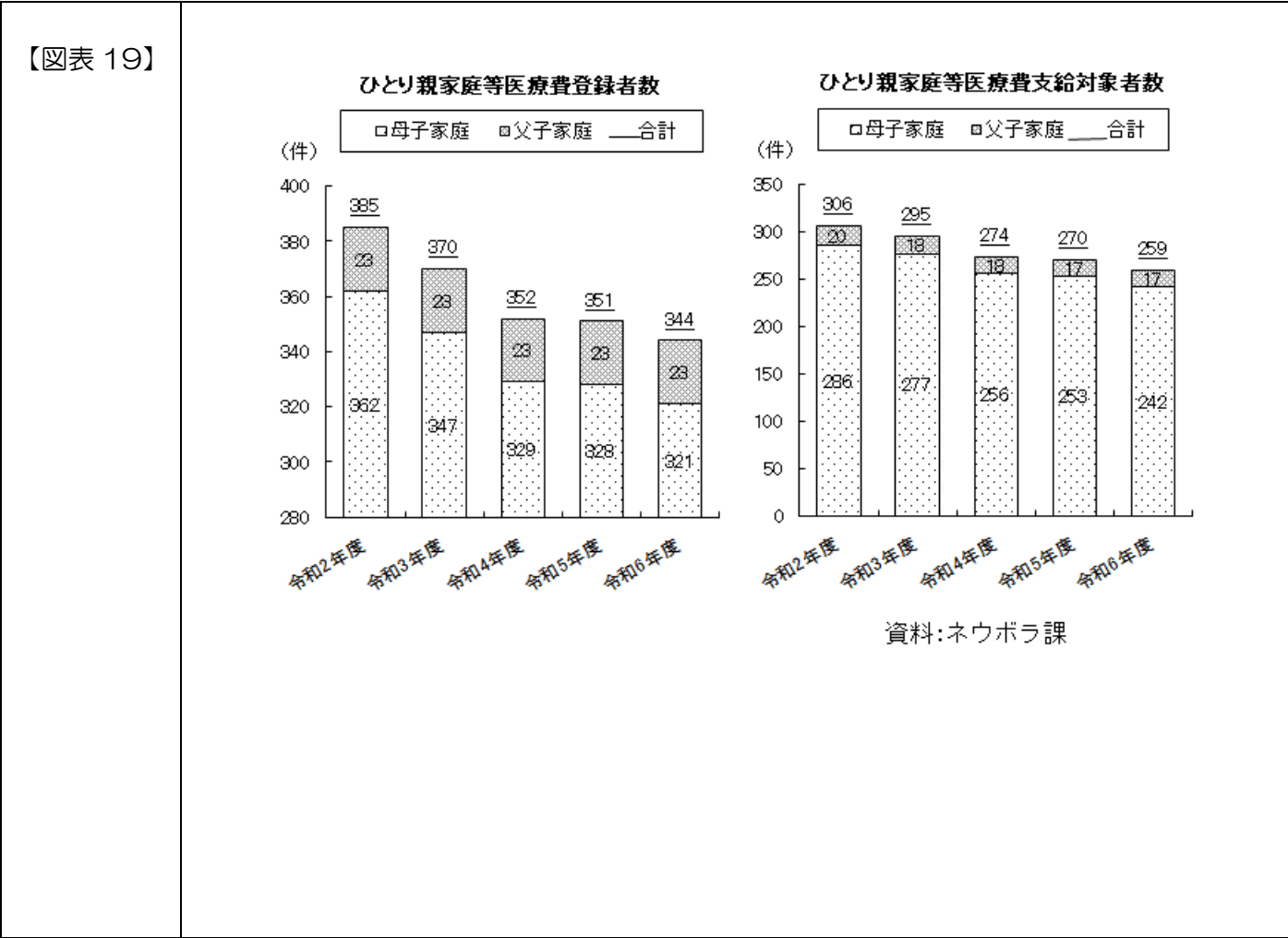
(8) ひとり親家庭制度及び生活保護の状況

和光市のひとり親家庭等医療費助成制度の登録者数及び支給対象者数については、減少傾向にあります。【※図表 19】

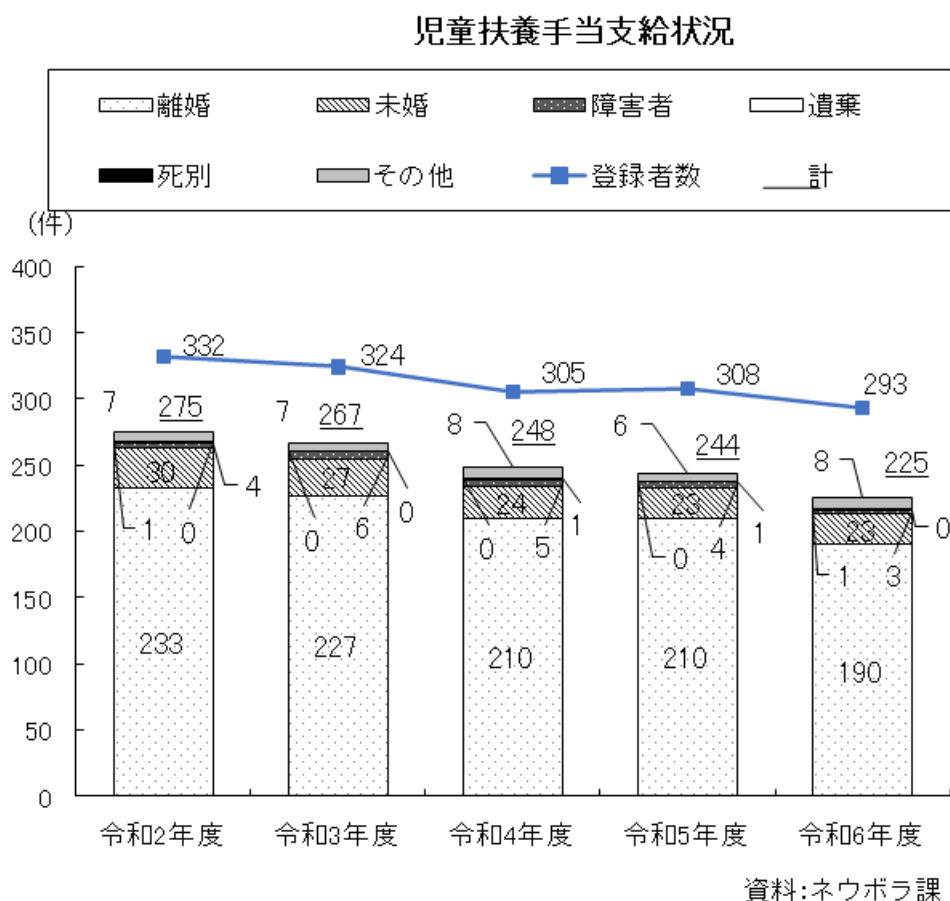
児童扶養手当の支給状況の支給事由のうち最も多いのは「離婚」で、次いで「未婚」となっています。【※図表 20】

また、生活保護法による被保護世帯数は増加傾向にあり、被保護世帯のうち、母子世帯の占める割合は全体の約 3.1 %となっています。

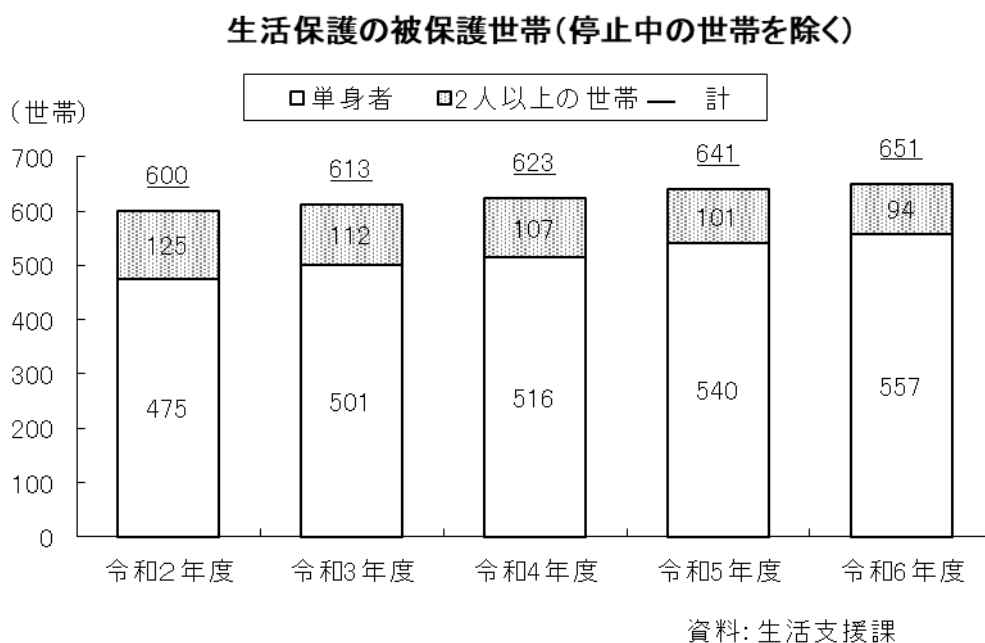
【※図表 21、22】



【図表 20】



【図表 21】



【図表 22】

生活保護世帯の内訳

(世帯)

	単身者					2人以上							計
	高齢者	障害者	傷病者	その他	合計	高齢者	母子	父子	障害者	傷病者	その他	合計	
令和2年度	293	60	68	54	475	49	21	0	11	9	35	125	600
令和3年度	309	74	79	39	501	44	16	0	9	10	33	112	613
令和4年度	309	76	85	46	516	37	17	0	7	12	34	107	623
令和5年度	315	81	91	53	540	31	17	0	9	14	30	101	641
令和6年度	334	90	78	55	557	27	20	1	7	8	31	94	651

資料:生活支援課

(9) 女性の就労状況

日本の女性の労働力率(※注1)は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」を描く傾向にありましたが、近年そのカーブは以前に比べて浅くなってきており、台形に近づいています。また、M字カーブの底となる年齢階級も上昇してきています。和光市においても同様に M 字カーブは浅くなってきています。これは、結婚・出産期に働く(又は働く意思を持つ)女性が増えてきており、また、結婚・出産期に当たる年齢階級が上昇してきていることを示しています。【※図表 23、24】

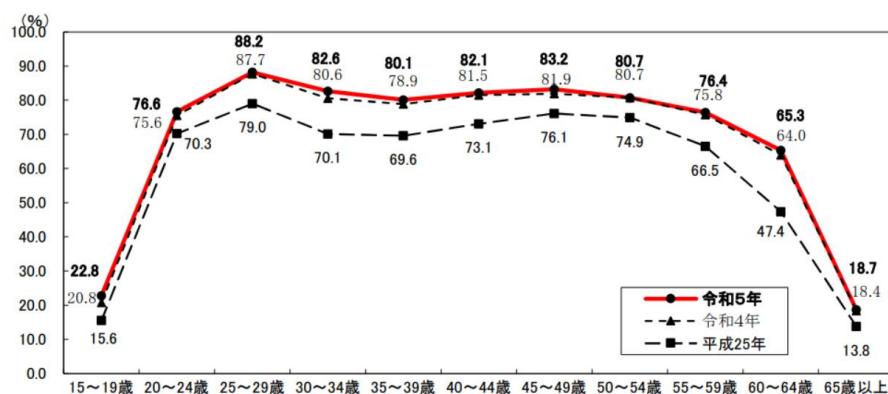
なお、女性の年齢階級別正規雇用比率では、女性の就業形態は、男性と比較すると正規雇用労働者が少なく、20代後半から出産を契機に、女性が非正規雇用化するという「L字カーブ」となっています。【※図表 25】

※注1 労働力率

15歳以上の人口に占める労働力人口の割合のことです。労働力人口とは、就業者と完全失業者(仕事がなかったが、就業が可能でこれを希望し、かつ仕事を探していた又は求職活動の結果を待っている者)を合算した人数です。つまり、労働力率とは人口に占める就業意思を持つ人の割合を示します。

【図表 23】

図表 1-2-2 女性の年齢階級別労働力率

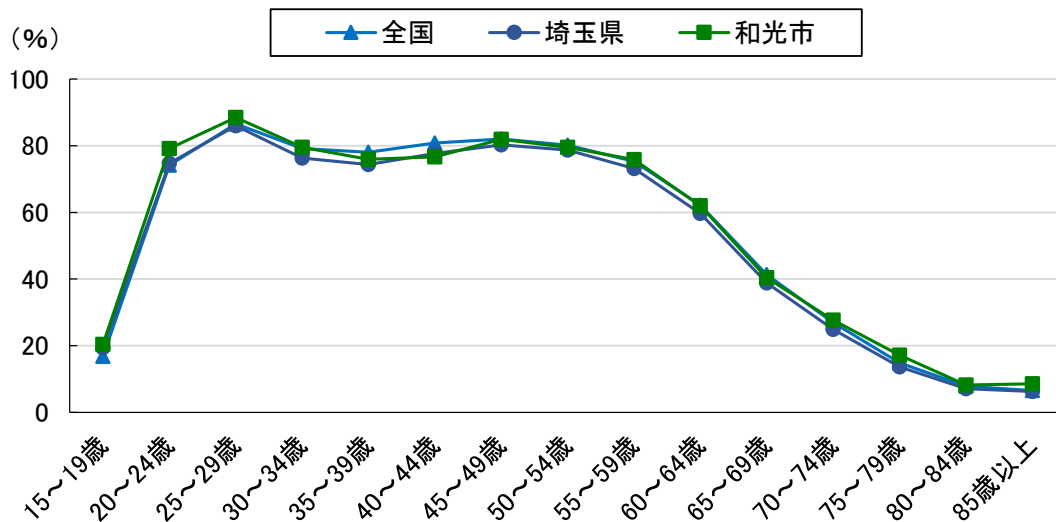


資料出所:総務省「労働力調査」

資料:令和5年版働く女性の実情(厚生労働省)

【図表 24】

女性の年齢階級別労働力率(令和2年度)

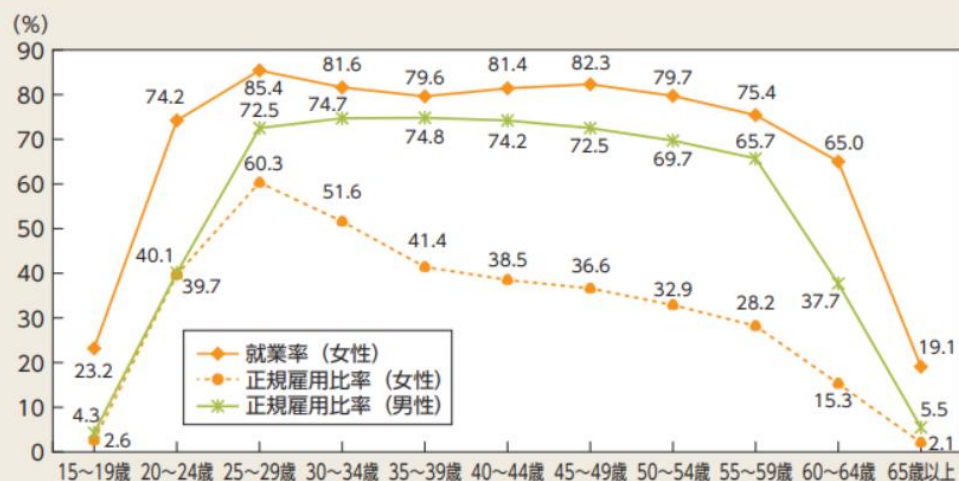


資料: 国勢調査(総務省統計局)

【図表 25】

2-2図 女性の年齢階級別正規雇用比率(令和6(2024)年)

○女性の年齢階級別正規雇用比率は25～29歳の60.3%をピークに低下(L字カーブ)。



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(令和6(2024)年)より作成。
 2. 就業率は、「就業者」/「15歳以上人口」×100。
 3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」/「15歳以上人口」×100。

資料: 令和7年版男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局)

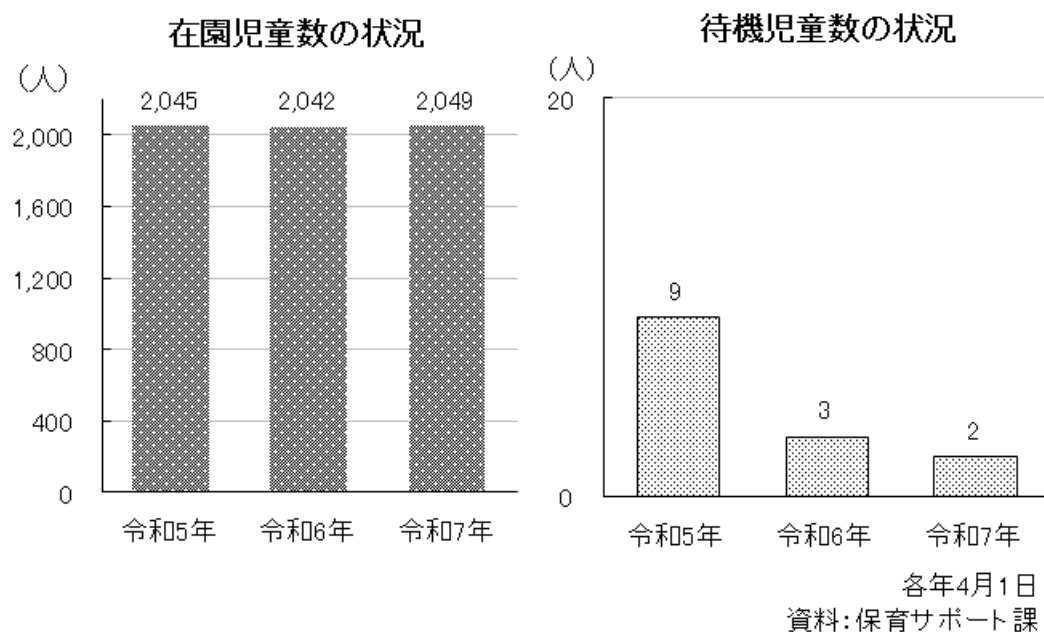
(10) 保育園の状況

和光市内の保育園は、令和2年度から開始した「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童解消に向けた基盤整備をしました。

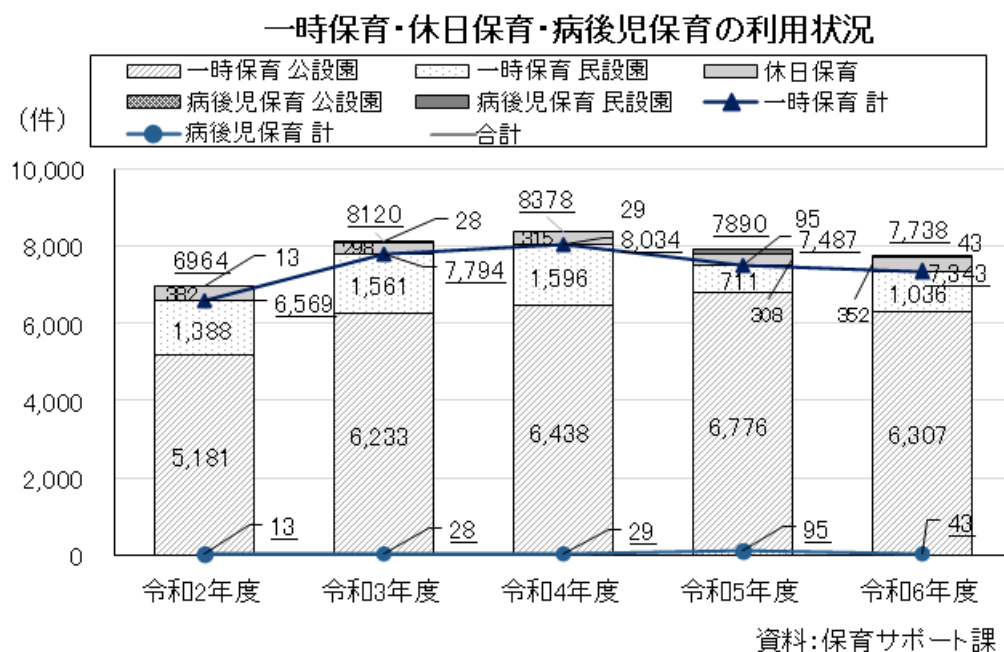
市内保育園の在園児童数は同水準で推移しており、待機児童数は解消されつつあります。【※図表26】

また、市内保育園における一時保育・休日保育・病児保育の合計利用者は令和3年度以降増加していましたが、令和5年度から減少に転じました。【※図表27】

【図表26】



【図表27】



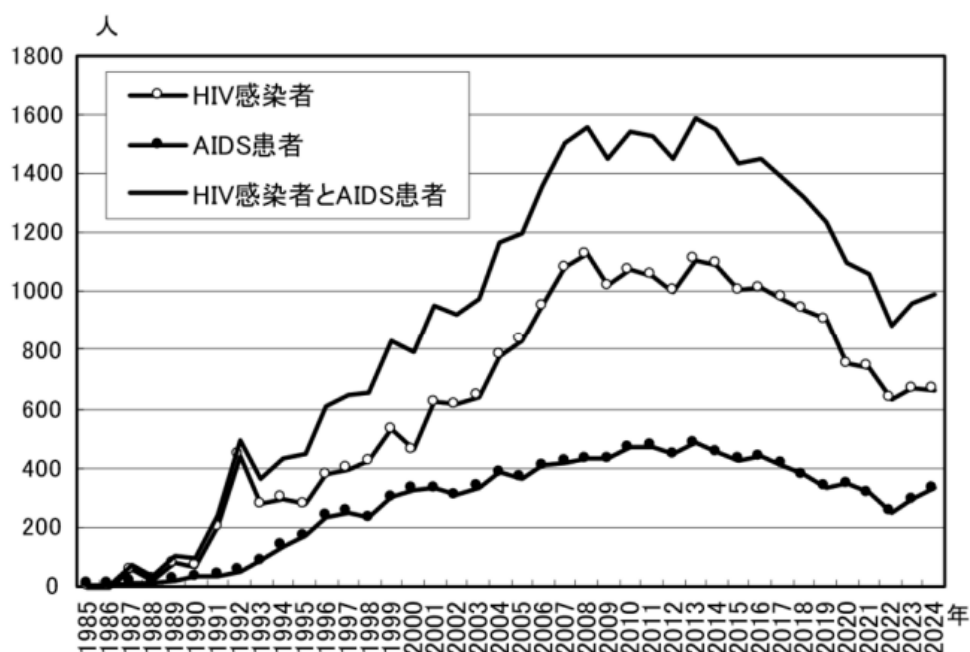
(11) 健康・福祉

厚生労働省エイズ動向委員会によると、新規 HIV 感染者及び AIDS 患者報告数は 2013 年をピークに減少傾向となっており、年齢階級別の新規 HIV 感染者の罹患率では、20-39 歳に占める割合が高い傾向が続いています。【※図表 28】HIV 感染者及び AIDS 患者の報告地別*推移を見ますと、埼玉県は横ばい傾向が続いています。【図表 29】

*HIV/AIDS 動向調査における報告地とは、検査された医療機関や検査場所であり、感染者及び患者の在住場所ではない

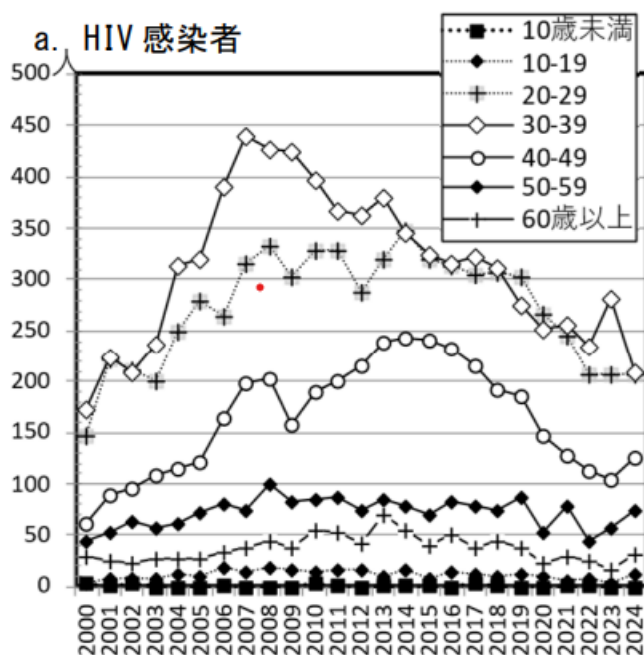
【図表 28】

H I V感染者及びA I D S 患者年間新規報告数の推移



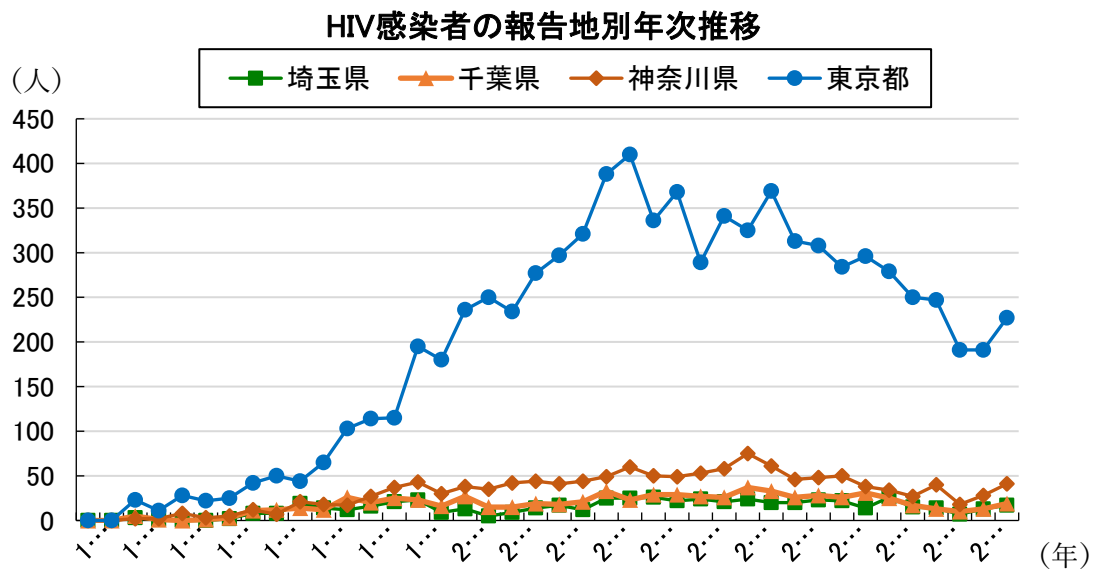
資料：厚生労働省エイズ動向委員会

年齢階級別H I V感染者新規報告者数の推移

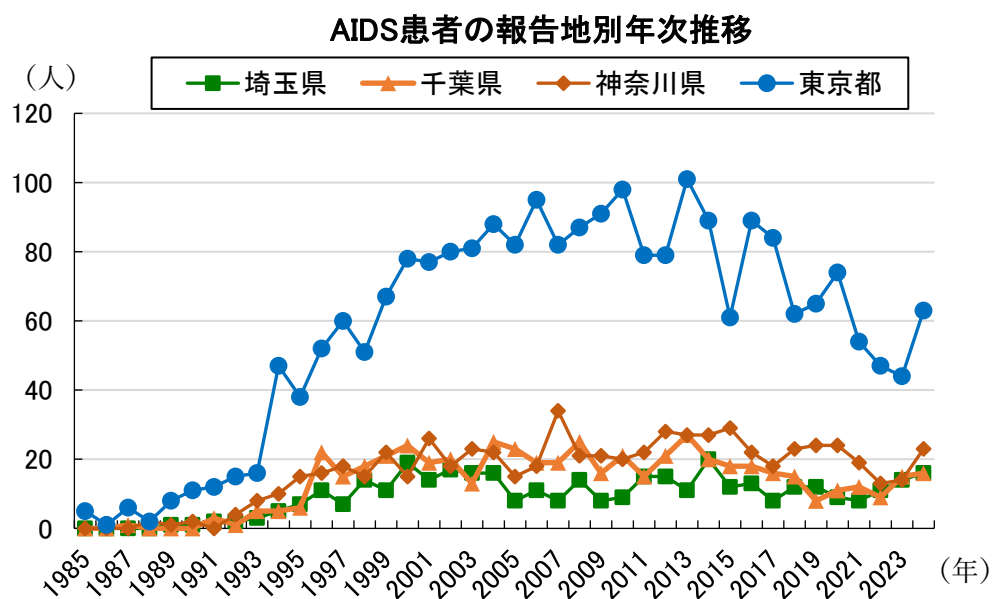


資料：厚生労働省エイズ動向委員会

【図表 29】



資料：厚生労働省エイズ動向委員会



資料：厚生労働省エイズ動向委員会

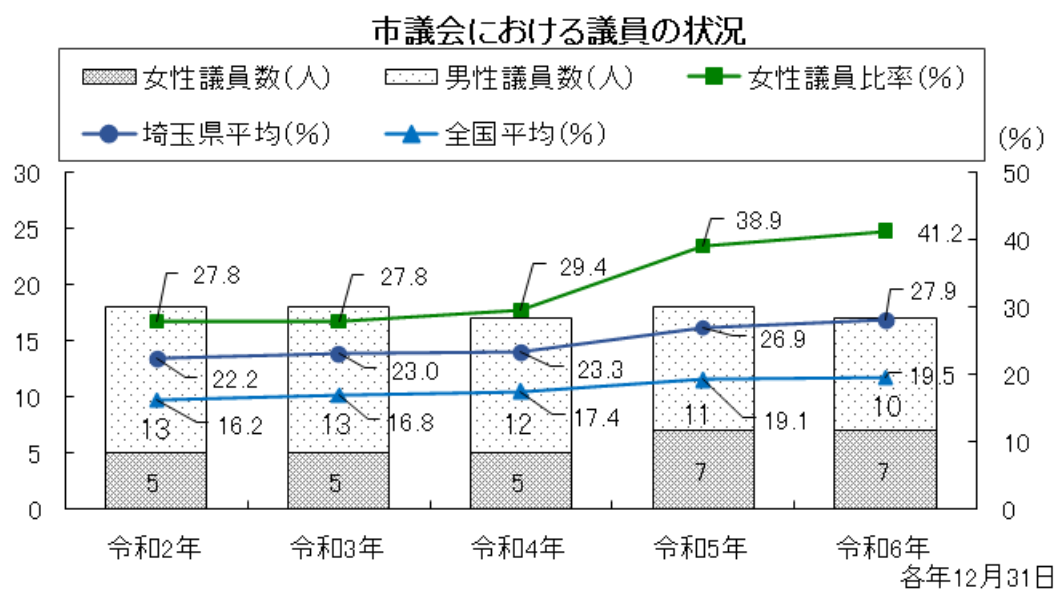
(12) 社会参画

和光市議会の議員に占める女性の割合は、埼玉県平均及び全国平均の割合を上回っている状況が続いています。【※図表 30】

内閣府の男女共同参画白書によると、地方議会における女性議員の割合は都市部で高くなっていることが読み取れます。また、すべての議会で女性議員の割合が上昇しています。【※図表 31】

また、令和6年4月1日時点で地方自治法に基づく審議会等の委員に占める女性の割合は、32.3%で、ほぼ横ばいで推移しています。【※図表 32】

【図表 30】



資料:議会事務局

令和7年版男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局)

地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調(総務省)

【図表 31】

1－4図 地方議会における女性議員の割合の推移

○令和6（2024）年12月末現在、女性の割合が最も高いのは、特別区議会で36.0%、次いで、政令指定都市の市議会23.1%、市議会全体19.5%、都道府県議会14.6%、町村議会14.1%となっている。



(備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」（令和7（2025）年3月末時点で公表されているもの）より作成。
2. 各年12月末現在。
3. 市議会は政令指定都市議会を含む。合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

資料：令和7年版男女共同参画白書（内閣府男女共同参画局）

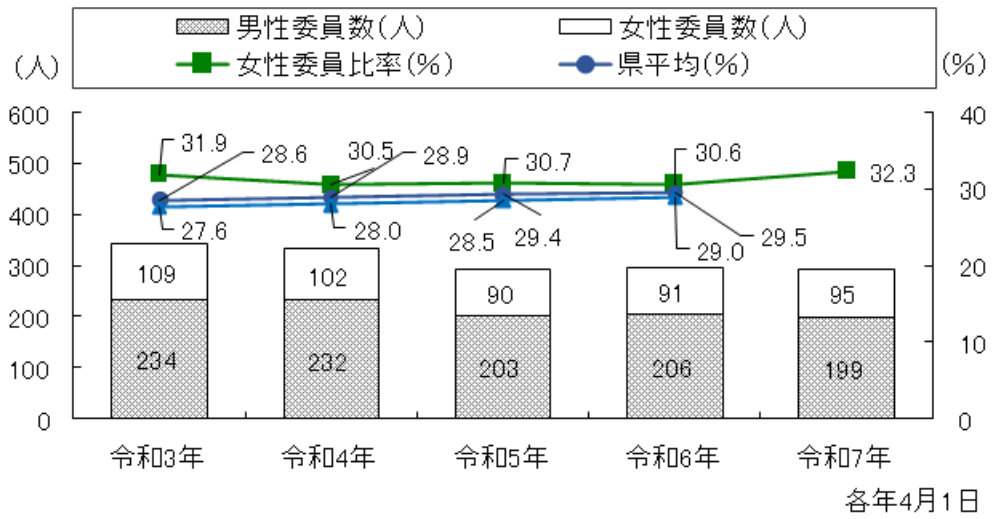
【図表 32】

和光市審議会等の状況(地方自治法第202条の3に基づく)

			令和7年4月1日現在			
審議会等名		担当課所等	委員総数	女性委員数 (人)	男性委員数 (人)	女性委員 割合(%)
1	和光市都市計画審議会	都市整備課	10	1	9	10.0
2	和光市景観審議会	都市整備課	6	1	5	16.7
3	和光市下水道事業運営審議会	企業経営課	10	3	7	30.0
4	和光市水道事業審議会	企業経営課	9	1	8	11.1
5	和光市男女共同参画推進審議会	企画人権課	10	5	5	50.0
6	和光市社会教育委員会議	生涯学習課	15	3	12	20.0
7	和光市文化財保護委員会	生涯学習課	10	1	9	10.0
8	和光市公民館運営審議会	公民館	14	9	5	64.3
9	和光市図書館協議会	図書館	10	5	5	50.0
10	和光市青少年問題協議会	スポーツ青少年課	—	—	—	—
11	和光市スポーツ推進委員会議	スポーツ青少年課	9	4	5	44.4
12	和光市介護保険運営協議会	長寿あんしん課	15	8	7	53.3
13	和光市介護認定審査会	長寿あんしん課	20	8	12	40.0
14	和光市国民健康保険運営協議会	保険年金課	15	4	11	26.7
15	ヘルスソーシャルキャピタル審議会	健康支援課	11	5	6	45.5
16	和光市子ども・子育て支援会議	子ども家庭支援課	17	13	4	76.5
17	和光市環境審議会	環境課	10	0	10	0.0
18	和光市総合振興計画審議会	企画人権課	—	—	—	—
19	和光市市民参加推進会議	企画人権課	6	3	3	50
20	和光市情報公開・個人情報保護審査会	総務課	3	1	2	33.3
21	和光市個人情報保護審議会	総務課	4	1	3	25.0
22	和光市防災会議	危機管理室	33	9	24	27.3
23	和光市国民保護協議会	危機管理室	28	3	25	10.7
24	和光市民生委員推薦会	地域共生推進課	7	3	4	42.9
25	和光市廃棄物減量等推進審議会	環境課	—	—	—	—
26	和光市開発行為等紛争調停委員会	建築課	3	1	2	33.3
27	和光市駅北口土地区画整理審議会	駅北口まちづくり事務所	9	2	7	22.2
28	和光市産業振興協議会	産業支援課	10	1	9	10.0
29	和光市特別職報酬等審議会	職員課	—	—	—	—
		計	294	95	199	32.3

資料:企画人権課

審議会等における委員の状況



資料:企画人権課

令和6年度男女共同参画に関する年次報告(埼玉県人権・男女共同参画課)

令和6年度女性の政策・方針決定参画状況調べ(内閣府男女共同参画局)

男女共同参画に関する国際的な指数として、日本は HDI（人間開発指数）（※注1）が 193 か国中 24 位、GII（ジェンダー不平等指数）（※注2）が 172 か国中 22 位、GGI（ジェンダー・ギャップ指数）（※注3）が 148 か国中 118 位となっています。

GGI については、HDI や GII に比べて著しく低くなっています。これは、健康や教育等人間開発の達成度では高い水準にあります。政治や経済における意思決定に参加する機会等において、諸外国と比べて男女間の格差が大きいことが原因です。【※図表 33】

※注1 HDI（人間開発指数、Human Development Index）

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康的な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数のことです。具体的には平均余命、教育達成度、所得の変数から構成されています。

※注2 GII（ジェンダー不平等指数、Gender Inequality Index）

国連開発計画（UNDP）による指数で、人間開発の達成度における男女格差を示します。

※注3 GGI（ジェンダー・ギャップ指数、Gender Gap Index）

経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化し、ランク付けしたもので、各国の実際の資源や経済力のレベルではなく、それが資源や機会としてどのように男女に配分されているか、男女の格差を示します。

【図表 33】

男女共同参画に関する国際的な指数

HDI
(人間開発指数)
23位／193か国

2025年5月6日発表

順位	国名	HDI値
1	アイスランド	0.972
2	ノルウェー スイス	0.970
4	デンマーク	0.962
5	ドイツ スウェーデン	0.959
－	－	－
－	－	－
23	日本	0.925

GII
(ジェンダー不平等指数)
22位／172か国

2025年5月6日発表

順位	国名	GII値
1	デンマーク	0.003
2	ノルウェー	0.004
3	スウェーデン	0.007
4	スイス	0.010
5	オランダ	0.013
－	－	－
22	日本	0.059

GGI
(ジェンダー・ギャップ指数)
118位／148か国

2025年6月12日発表

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
－	－	－
118	日本	0.666

資料：男女共同参画に関する国際的な指数（内閣府男女共同参画局）
HUMAN DEVELOPMENT REPORT 2025
Global Gender Gap Report 2025

(13) 市職員の状況

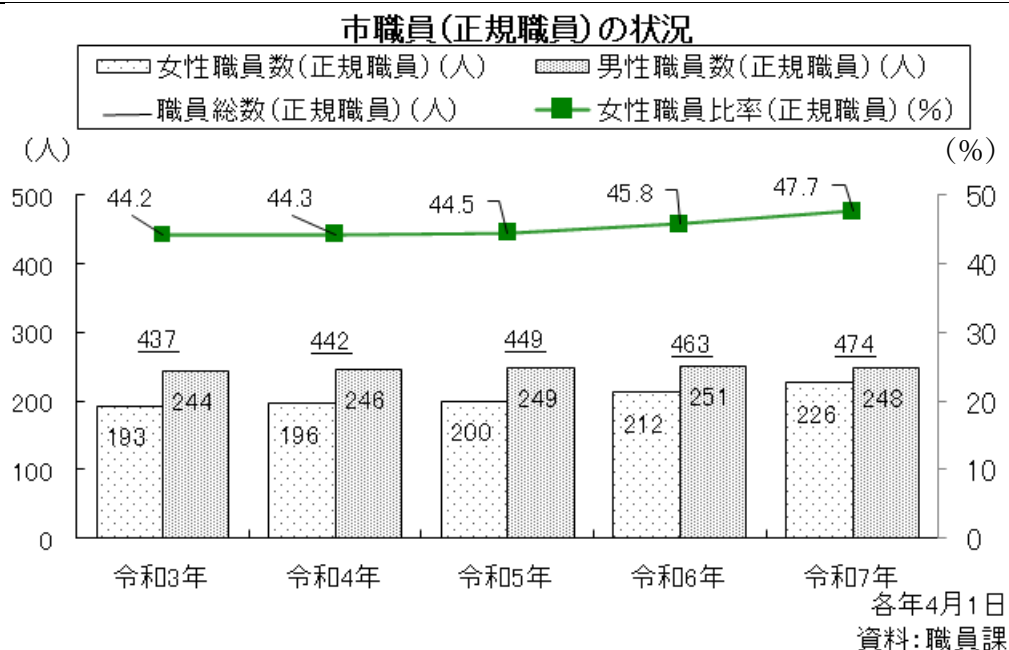
ア 市職員の構成

和光市の職員総数に係る女性職員の割合は、年々上昇し、令和7年4月1日現在は47.7%となっています。【※図表34】また、市職員のうち指導的立場(主査級以上)にいる女性職員の割合は、39.3%となっています。【※図表35】

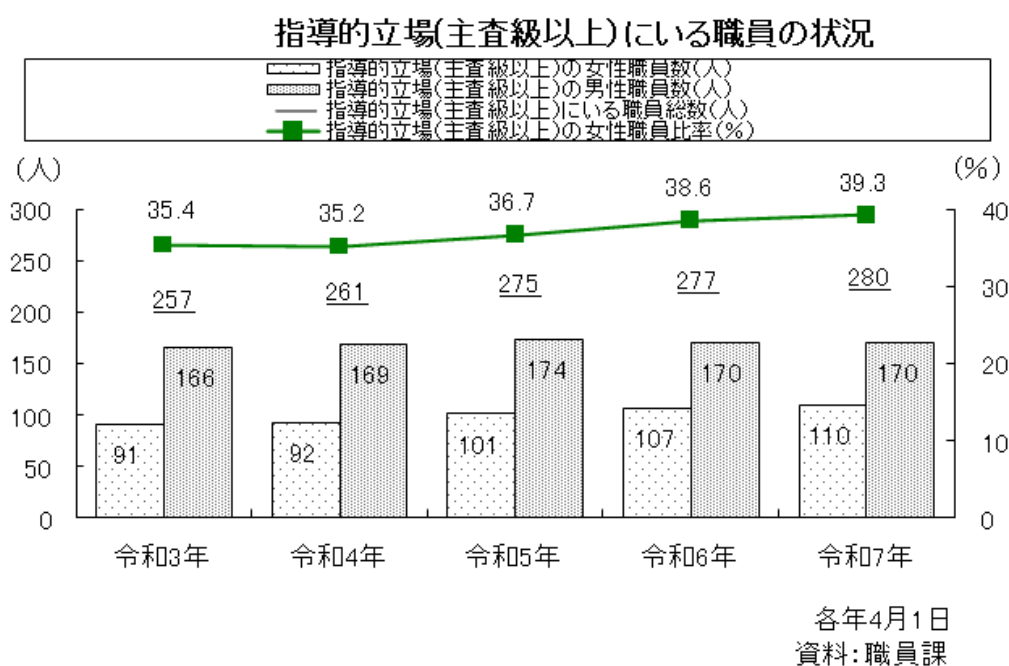
県内市町村における女性職員の割合に対して、和光市における割合は県平均を上回っています。また、同様に女性役付職員(係長級以上=主査級以上)の割合についても、和光市における割合は県平均及び全国の市町村の係長相当職の割合を上回っています。【※図表36、37】

また、会計年度任用職員の女性職員の割合は、フルタイム職員が91.1%、パートタイム職員が80.8%となっており、いずれも女性職員の割合が高くなっています。【※図表38】

【図表34】

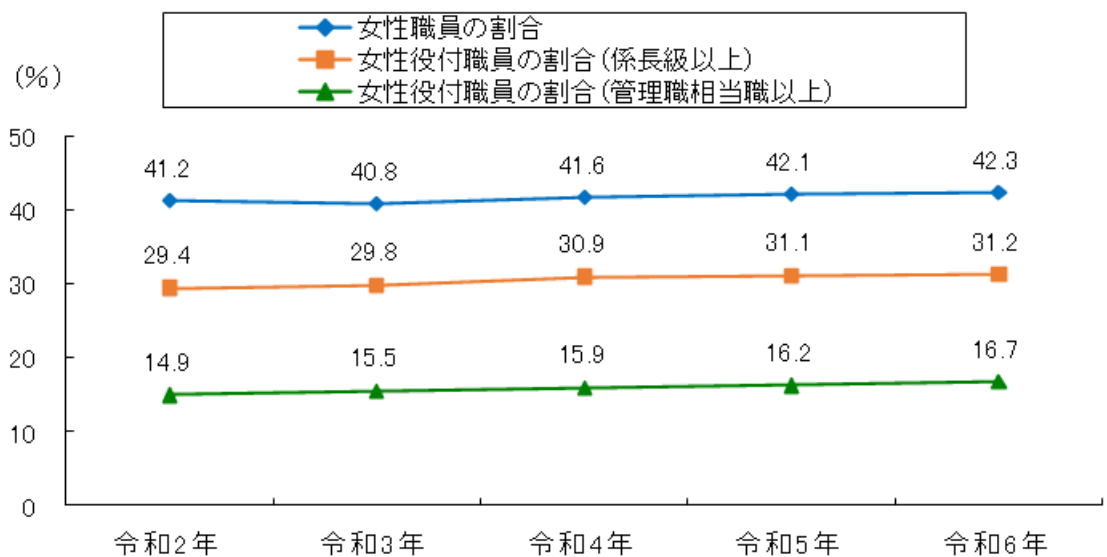


【図表35】



【図表 36】

埼玉県内の市町村における女性の職員・役付職員の割合



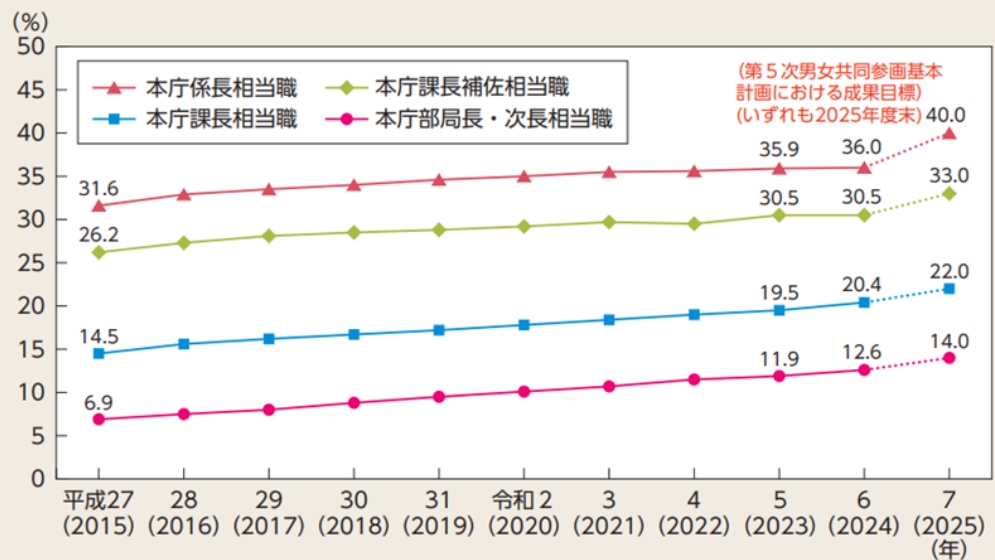
各年4月1日

資料: 令和6年度男女共同参画に関する年次報告(埼玉県人権・男女共同参画課)

【図表 37】

1-10図 市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合の推移

○市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合は、令和6(2024)年4月1日現在で、本庁係長相当職36.0%、本庁課長補佐相当職30.5%、本庁課長相当職20.4%、本庁部局長・次長相当職12.6%。



(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 各年4月1日時点(一部の地方公共団体においては、異なる場合あり。)のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。

資料: 令和7年版男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局)

【図表 38】

市職員(会計年度任用職員)の状況

会計年度任用職員(フルタイム)

	令和7年
女性職員数	41
男性職員数	4
職員総数	45
女性職員比率	91.1%

会計年度任用職員(パートタイム)

	令和7年
女性職員数	105
男性職員数	25
職員総数	130
女性職員比率	80.8%

各年4月1日

資料:職員課

※令和7年から会計年度任用職員の集計をしています

※会計年度任用職員(フルタイム)とは、週38時間45分の勤務で、給料、地域手当、期末手当、通勤手当、退職手当等を支給されている職員のことです。

※会計年度任用職員(パートタイム)とは、週38時間45分未満の勤務で報酬(地域手当相当額等を含む)、期末手当、費用弁償(通勤代等)等を支給されている職員のことです。

イ 市職員における子育て等休暇制度の利用状況

現在、和光市役所では「子の看護等休暇」、「男性の育児参加休暇」、「育児時間休暇」、「育児休業」、「部分休業」の5つの子育て休暇制度と「介護休暇」制度を設けています。なお、「育児時間休暇」については正規職員のみとなっています。男性育児参加休暇については、正規職員 9 人が取得しています。また、会計年度任用職員については、フルタイム及びパートタイムのどちらも子の看護等休暇の取得実績があり、フルタイムに関しては、育児休業を1人が取得しています。【※図表 39】

令和 4 年度の和光市の男性の育児休業の取得率は、国家公務員を下回っていますが、地方公務員及び民間企業を上回っています。【※図表 40】

【図表 39】

市職員の子育て等休暇制度の利用状況

正規職員														単位：人	
休暇・休業の種類	注1) 子の看護等休 暇		注2) 男性育児参加 休暇		注3) 育児時間休暇		注4) 育児休業		注5) 部分休業		注6) 介護休暇		介護を理由に退 職した数		
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	
令和2年度	38	30	－	3	2	0	32	2	21	0	0	0	0	0	
令和3年度	60	54	－	13	4	0	31	8	26	1	0	0	0	0	
令和4年度	27	22	－	3	1	1	25	3	24	1	0	0	0	0	
令和5年度	77	61	－	11	2	0	20	10	29	4	0	0	0	0	
令和6年度	74	68	－	9	0	1	18	11	27	3	0	0	0	0	

会計年度任用職員（フルタイム）

単位：人

休暇・休業の種類	注1) 子の看護等休暇		注2) 男性育児参加休暇		注4) 育児休業		注5) 部分休業		注6) 介護休暇	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
令和6年度	1	0	－	0	1	0	0	0	0	0

会計年度任用職員（パートタイム）

単位：人

休暇・休業の種類	注1) 子の看護等休暇		注2) 男性育児参加休暇		注4) 育児休業		注5) 部分休業		注6) 介護休暇	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
令和6年度	2	0	－	0	0	0	0	0	0	0

資料 職員課

※令和 6 年度から会計年度任用職員（フルタイム及びパートタイム）も集計しております。

※注 1 子の看護等のための休暇

中学校就学前の子が、負傷又は疾病にかかった際の看護、機能回復訓練（リハビリ）の介助又は健康診断や予防接種等の受診に伴う付き添いのために勤務しないことが相当であると認められる場合に、1 年に 7 日の範囲で休暇をとることができます。ただし、会計年度任用職員（フルタイム及びパートタイム）については、対象が小学校就学前の子になり、1 年度に 5 日の範囲で休暇をとることができます。

※注 2 男性の育児参加休暇

職員の妻の産前 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）、産後 8 週間の期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を職員が養育する場合に、当該期間内において 5 日の範囲で休暇をとることができます。

※注 3 育児時間休暇

生後 1 年に達しない子を育てる場合、1 日 2 回それぞれ 30 分間の休暇をとることができます。ただし、部分休業と異なり、有給休暇となります。なお、会計年度職員（フルタイム及びパートタイム）には育児時間休暇はございません。

※注 4 育児休業

子どもが 3 歳に達する日までの希望する期間を休業することができます。保育所等に入れない場合には延長することができます。なお、育児休業の期間は無給です。ただし、会計年度任用職員は最大 2 歳までが対象となります。

※注 5 部分休業

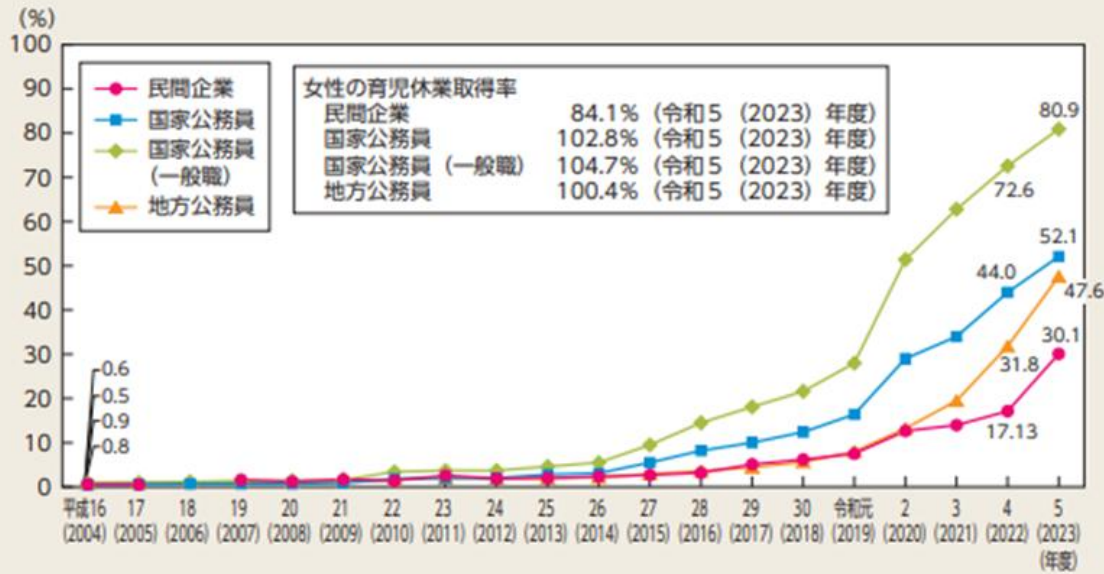
子どもが小学校就学の始期に達する日までの期間で、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲（会計年度任用職員は5時間45分を減算し2時間を超えない範囲）で、職員の託児の様態、通勤の状況等から必要とされる時間について30分単位で休暇をとることができます。なお、給与については、部分休業1時間につき勤務時間1時間当たりの給与を減額して支給されます。

※注 6 介護休暇

負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、介護を要する一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間、1日又は1時間の単位で休暇をとることができます。1時間単位の場合は、連続した4時間の範囲内です。

2-9図 男性の育児休業取得率の推移

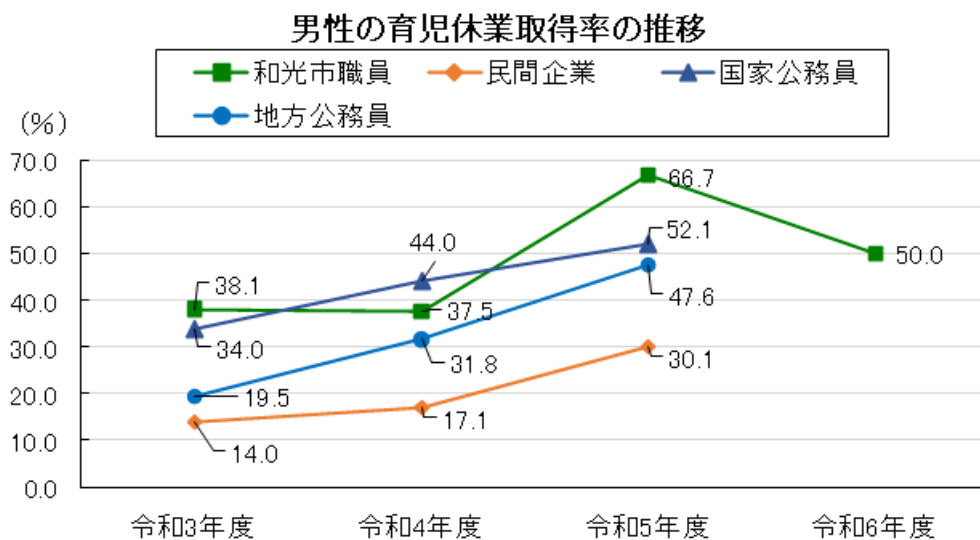
○近年、男性の育児休業取得率は上昇しており、令和5（2023）年度では、民間企業が30.1%、国家公務員が52.1%（一般職80.9%）、地方公務員が47.6%。



- （備考）1. 国家公務員は、平成21（2009）年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成22（2010）年度から平成24（2012）年度までは「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25（2013）年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、平成26（2014）年度から令和2（2020）年度までは内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度までは内閣官房内閣人事局「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップについて」、令和5（2023）年度は「国家公務員の育児休業等の利用状況に関する調査結果について」より作成。
2. 国家公務員（一般職）は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」より作成。
- なお、調査対象は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）が適用される一般職の国家公務員で、行政執行法人職員を含み、自衛官など防衛省の特別職国家公務員は含まない。
3. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
4. 民間企業は、厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」より作成。
5. 国家公務員の育児休業取得率について、令和2（2020）年度以前は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。令和3（2021）年度以降は、当該年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る。）の数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。
6. 地方公務員の育児休業取得率は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。

資料：令和7年版男女共同参画白書（内閣府男女共同参画局）

【図表40】



資料: 職員課

令和7年版男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局)

※和光市の育児休業取得率は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。子の扶養手当申請があった男性職員を育児休業取得可能となった職員としている。